

第4次

白山市子ども読書活動推進計画



令和4年
白山市・白山市教育委員会

はじめに

このたび、子どもたちの健やかな成長に資することを目的とした子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、本市の第4次子ども読書活動推進計画を策定いたしました。

読書は、豊富な言葉を知り、考える力を身につけ、豊かな感性と心を育て、生涯にわたって楽しむことができるもので、子どもの時から読書習慣を身に付けることが大切であることから、平成19年3月の第1次計画から5年ごとに計画を見直し、今回は第4次計画であります。

これらの計画に基づき、本市では、本に興味を持ってもらうブックスタートや各種おはなし会、児童生徒への読書活動を推進するための小・中学校全校への専任学校司書の配置や学校図書館支援センターを拠点とした学校図書館間のネットワークの構築および市立図書館と学校図書館との連携を強化し、図書館を使った調べ学習コンクールやビブリオバトル中学生大会の開催など様々な子ども読書活動を取り組んでまいりました。

また、家庭・地域、保育所(園)・認定こども園・幼稚園および学校図書館など関係機関・団体などと連携・協力し、学校図書館の活性化や児童生徒が読書に親しむ環境づくりに取り組んできたことが全国的に評価され、全国の図書館などを対象に長年にわたって図書館と地域などが協同し、様々な活動を継続的に行ったことを称えるライブラリアンシップ賞を、平成30年10月に県内で初めて本市の松任図書館・学校図書館支援センターが受賞いたしました。

第4次計画では、これまでの取組を継続するとともに、国の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画(第四次)」で推進されている発達段階ごとの効果的な取組や近年のスマートフォンやSNS等の情報通信手段の普及・多様化などによる子どもの読書活動を取り巻く環境の変化など踏まえ、関係機関・団体などと連携・協力し、子ども読書活動を推進してまいります。

また、令和3年10月1日から運用を開始しました「はくさん電子図書館」の有効活用も図ってまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、ご協力いただきました白山市子ども読書活動推進協議会並びに白山市図書館協議会の方々に厚くお礼を申し上げます。

令和4年4月

白山市長 山 田 憲 昭

第4次白山市子ども読書活動推進計画

目 次

ページ

第1章 白山市子ども読書活動推進計画	2
1 計画の目的	
2 計画の位置づけ	
3 第3次計画の成果と課題	
第2章 第4次白山市子ども読書活動推進計画の基本方針	5
1 計画の基本方針	
2 施策の体系	
3 計画の対象年齢	
4 計画の期間	
第3章 子ども読書活動推進のための取組	6
1 乳幼児期における子ども読書活動の推進	
2 少年期における子ども読書活動の推進	
3 計画の対象年齢期における子ども読書活動の推進	
4 数値目標	
資料編	
1 用語解説	1 6
2 子どもの読書活動の推進に関する法律	1 8
3 白山市子ども読書活動推進協議会会則	2 0
4 白山市子ども読書活動推進協議会委員名簿	2 1
5 第4次子ども読書活動推進計画に関する審議経過	2 2

第1章 白山市子ども読書活動推進計画

1 計画の目的

読書は、豊富な言葉を知り、考える力を身につけ、豊かな感性と心を育て、生涯にわたって楽しむことができるもので、子どもの時から読書習慣を身に付けることが大切です。

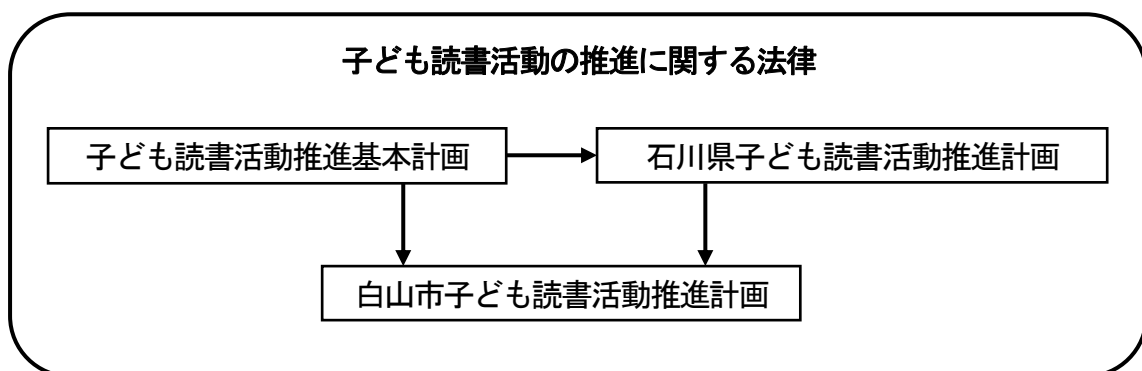
子どもは、まず初めに絵本や物語を読んでもらい本に興味を持ち、色々な本を読み、自分の考え方と比較して読むなど、その成長とともに本との関わり方も変わっていくことから本計画は、子どもの発達段階に応じた取組により読書意欲を高め自主的に読書活動を行うことができるように子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な取組を定めるものです。

「第4次白山市子ども読書活動推進計画」では、「第3次白山市子ども読書活動推進計画」の成果と課題を検証し、これまで連携・協力している家庭、地域、保育所(園)・認定こども園・幼稚園、学校、市立図書館および関係機関・団体などが、子どもが成長していく過程で必要な取り組みを、一層充実して行っていくよう社会全体で進めていきます。

また、近年のスマートフォンやSNS等の情報通信手段の普及・多様化など、子どもの読書活動を取り巻く環境の変化が指摘されていることから、国県の対応を踏まえ、本市の状況に応じた取組を関係機関・団体などと連携・協力し進めていきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、子どもの健やかな成長に資することを目的とした「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき策定された国の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」および石川県の「子ども読書活動推進計画」を基本としています。



3 第3次計画の成果と課題

(1) 家庭・地域における子ども読書活動の成果と課題

赤ちゃんに本との出会いを提供するブックスタート事業や児童館・子ども文庫などにおいて子どもの発達段階に応じた「読み聞かせ」などを行うことで、本に触れ合う楽しさや大切さを保護者に伝え、理解を得ました。

課題として、情報機器の普及により、子どもたちは、幼い時からYouTube やゲームなどに接する機会が増え、家庭での読書環境に影響が出てきているようです。

(2) 保育所(園)・幼稚園における子ども読書活動の成果と課題

各保育所(園)・幼稚園では、定期的な絵本などの読み聞かせや絵本コーナーでの本の触れ合いなど、乳幼児期の子どもが本と出会う機会を提供しました。

保護者に対しては、読み聞かせ講座やおはなし会などを通じ、家庭での子どもとの読書が大切であることを啓発しました。

課題として、読書の大切さなどについての保護者の理解は、それぞれに差があるように感じられます。

(3) 小学校・中学校における子ども読書活動の成果と課題

校長のリーダーシップのもと、司書教諭と学校司書が中心となり、教職員が連携し、学校図書館の活用促進を図りました。

また、学校図書館支援センターを拠点に市立図書館と学校図書館とのネットワークを活かした図書配送、合同事業、情報共有などの連携・協力により、小中学生の読書量は、合併時の平成17年度に比べ大幅に増えました。小学生の学校図書館の一人当たりの年間貸出し数は、平成17年度の42.7冊に対し、令和2年度は136.5冊、中学生は平成17年度14.5冊に対し、令和2年度は41.6冊と小中学生の読書意欲は旺盛です。

令和3年度の石川県基礎学力調査の問い「読書は好きだ」に対して、白山市では、肯定的な回答が、小学校4年生では85.7%、小学校6年生では81.9%、中学校3年生では79.8%でした。

さらには、子どもたちの調べる力・考える力などを養うため市立図書館と学校図書館が連携し、県内で初めて平成18年度から開催している「白山市図書館を使った調べ学習コンクール」は、年々応募作品が増加するとともに、作品内容の充実および質の向上が見られ、児童生徒が意欲的に取り組む本市の特色ある読書活動の事業となっています。

課題としては、学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びの視点から「何を学ぶか」だけでなく、「どのように学ぶか」も重視した授業改善を求めていることから、読書の質の向上に重点を置き児童生徒の主体的かつ意欲的な読書活動の充実を図るための更なる取組の推進が求められています。そのためには、司書教諭と学校司書との連携強化と教職員の協力のもと、司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができる体制をつくる必要があります。

(4) 市立図書館における子ども読書活動の成果と課題

乳幼児への「ブックスタート」や乳幼児・小学生への「おはなし会」の開催および夏休み期間中の児童生徒などを対象とした各種講座教室など、子どもたちや保護者が市立図書館を訪れるきっかけとなる各種イベントを開催しました。

4月23日「子ども読書の日」に合わせた「子ども読書の日フェスタ」の市立図書館全館での開催や、本を薦め合う「ビブリオバトル中学生大会」を市内全域の中学生対象に開催しました。

平成18年度から開催している「白山市図書館を使った調べ学習コンクール」は、市内全小中学校の児童生徒が意欲的に取り組んでいる重要な事業となっています。

学校図書館支援センターでは、市立図書館と学校図書館とのネットワークの拠点として、学校との共同事業、学校への図書配送および学校司書等との情報共有などにより、学校図書館の活性化や児童生徒の読書活動を促進しました。

課題としては、スマートフォンやタブレット端末などの情報機器の発達普及による読書環境の変化に伴い、子どもたちや保護者の市立図書館の利用が減少傾向にあります。

また、本市の小中学生は、学校図書館での年間貸出冊数は非常に多く読書に対する意欲が旺盛であるが、高校生の市立図書館の利用が少ないことから高校生になってからの読書に対する関心の低下が懸念されます。



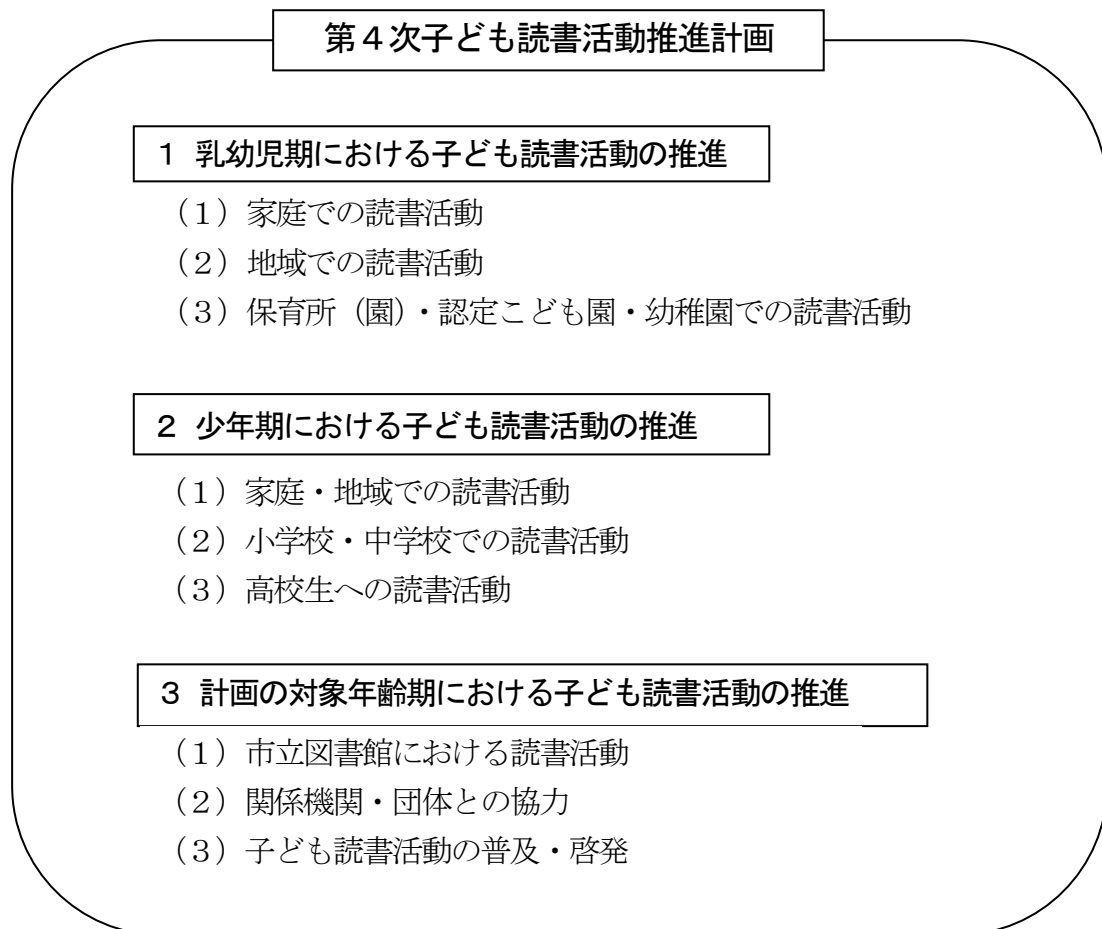
図書館を使った調べ学習チャレンジセミナー

第2章 第4次白山市子ども読書活動推進計画の基本方針

1 計画の基本方針

- (1) 子どもが自主的に読書活動を行うための環境整備
- (2) 子どもの成長に合わせた取組の推進
- (3) 子どもの読書活動の普及・啓発

2 施策の体系



3 計画の対象年齢

0歳からおおむね18歳までを対象とします。

4 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

第3章 子ども読書活動推進のための取組

本市では、国の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画(第四次)」に述べられている読書に関する子どもの発達段階ごとの特徴を踏まえつつ、本市の状況に応じた子ども読書活動を取り組んでいきます。

国の【子供の読書活動の推進に関する基本的な計画(第四次)】における取組

1 読書習慣の形成に向けて、発達段階ごとの効果的な取組を推進

(1) 乳幼児期（おおむね6歳頃まで）

- ・大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得する。
- ・絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。
- ・体験を通じイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。

(2) 小学生期（おおむね6歳から12歳まで）

- ・低学年は、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。
- ・中学年は、最後まで本を読み通すことができる子供とそうでない子供の違いが現れ始める。読み通すことができる子供は、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。
- ・高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。

(3) 中学生期（おおむね12歳から15歳まで）

- ・多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。

(4) 高校生期（おおむね15歳から18歳まで）

- ・読書の目的や資料の種類に応じ、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く多様な読書ができるようになる。

2 友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組を充実

- ・読書会、図書委員、ブックトーク、ビブリオバトル等の活動

3 情報環境の変化が子供の読書環境に与える影響に関する実態把握・分析

- ・スマートフォンの利用と読書の関係等

1 乳幼児期における子ども読書活動の推進

(1) 家庭での読書活動

乳幼児期に絵本に親しむことで、知的好奇心や想像力が育まれ、心が豊かになります。

また、家庭における絵本の読み聞かせは、親子がふれあう大切な時間となり、その積み重ねにより読書習慣が身につくようになります。

これらのことから、早い時期から絵本に触れ合うことができるようおはなしボランティアと市立図書館とが連携・協力のうえ、0歳児を対象とした「ブックスタート」を通して、保護者に家庭での読み聞かせの大切さを伝えるとともに、絵本と、保護者が絵本を選びやすいように赤ちゃんおすすめ絵本リストの提供を実施していきます。

また、絵本を楽しみ興味を持つよう年齢に合わせた「おはなし会」などもおはなしボランティアと市立図書館との連携・協力のもと、乳幼児や保護者を対象に開催していきます。

(2) 地域での読書活動

子どもたちが身近な地域で手軽に本に触れる機会を提供できる場には、児童館、児童センター及び子ども文庫などがあります。

児童館及び児童センターは、同世代や異世代との交流が可能な施設であることから、子どもたち同士が一緒にのびのびと本が読める環境を整え、おはなし会を開催していきます。

子ども文庫は、地域の子どもや大人を対象に本の貸出し等を行い、おはなし会などを引き続き行っています。また、おはなしボランティアとして市立図書館などと連携・協力し、「おはなし会」などを行っています。

市立図書館は、これらの読書活動を推進するために、児童館、児童センター及び子ども文庫などへ市立図書館の「団体貸出制度」や移動図書館の利用を促進するとともに子ども読書に関する情報や研修の機会を提供していきます。

(3) 保育所(園)・認定こども園・幼稚園での読書活動

乳幼児期での絵本の読み聞かせは、絵本に興味を持ち、絵本を楽しむことであり、生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには大切なことです。

そのため保育所などでは、日常の保育の中で絵本の読み聞かせ等を積極的に行い、「絵本コーナー」の充実を図るとともに、市立図書館の「団体貸出制度」を利用していきます。

保護者に対しては、市立図書館と連携し、家庭での読書の大切さの啓発と年齢に応じたおすすめ本などの情報提供をしていきます。

(4) 取組

取組の内容	実施主体
赤ちゃんと保護者に対し絵本の読み聞かせを行い、赤ちゃんと保護者が絵本を介して温かい触れ合いの中で楽しいひとときを持つことの大切さを伝える「ブックスタート」を引き続き開催していきます。	おはなしボランティア 市立図書館
地域との繋がりが強い子ども文庫は、地域の子どもや大人たちに読書の楽しさや家庭での読書の大切さを継続して伝えていきます。	子ども文庫
絵本コーナーを充実させるとともに、日常の保育の中で絵本の読み聞かせ等を積極的に行うことや保育所等のたよりなどを通して、読書が身近なものになるよう保護者に読書の楽しさや大切さなどの情報を提供していきます。	保育所（園） 幼稚園 認定子ども園
子どもの読書に関する情報や各年齢に応じたおすすめの本を紹介した冊子など家庭での読み聞かせに必要な情報を保護者へ積極的に提供していきます。	保育所（園） 幼稚園 認定子ども園 児童館 児童センター 市立図書館
市立図書館、移動図書館および市立図書館の団体貸出制度を利用し、子どものそばに魅力ある本が並ぶ環境をつくれます。	保育所（園） 幼稚園 認定子ども園 児童館 児童センター 子ども文庫
おはなしボランティアや市立図書館と連携・協力し、おはなし会を開催します。	保育所（園） 幼稚園 認定子ども園 児童館 児童センター おはなしボランティア 子ども文庫 市立図書館

2 少年期における子ども読書活動の推進

(1) 家庭・地域での読書活動

近年、子どもを取り巻く環境は、スマートフォンの普及やコミュニケーションツールの多様化などにより大きく変化し、子どもたちの読書環境に大きな影響を与えている可能性があるという指摘されています。

このことから、児童館、児童センター、放課後児童クラブおよび子ども文庫などで、乳幼児期から学齢期へ「読み聞かせ」や本と触れ合う機会を繋げることで、家庭や地域での読書活動を推進するとともに、子どもたちの本に対する興味・関心が強くなるよう取り組んでいきます。

(2) 小学校・中学校での読書活動

①学校図書館の役割

学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場としての「読書センター」、児童生徒への学習活動の支援や授業の内容の理解を深める「学習センター」、児童生徒・教職員の情報ニーズの対応や児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成する「情報センター」としての機能が求められています。

このことから学校図書館は、読書活動や様々な学習・指導場面での利活用を通じ、子どもたちの言語能力、情報活用能力、問題解決能力等の育成を支え、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を効果的に進める基盤としての役割が期待されています。

②学校図書館での読書活動

既に、本市では市内全小中学校に学校司書が配置されていることや松任図書館内の学校図書館支援センターを拠点に市内全小中学校の学校図書館と市立図書館とのネットワークを構築し子ども読書活動を推進してきたことで、令和元年度における小学生1人当たりの貸出し冊数が、全国平均の49冊※に対し、白山市では137.6冊、中学生では、全国の9冊に対し、白山市では41.6冊と、白山市の小中学生の読書は、際立って多くなっています。

しかしながら、GIGAスクール構想における一人1台の端末導入により、子どもたちを取り巻く情報環境は急速に変化してきており、今後は読書への関心が低下しないよう基本的な読解力を付ける取組や、情報機器と読書の有効活用に関する取組を行っていきます。

※令和2年度文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」による

(3) 高校生への読書活動

文部科学省の「平成28年度 子供の読書活動の推進等に関する調査研究」によると、高校生の読書関心の低下は、中学生までに読書習慣が形成されていない者と高校生になって読書の関心度合いが低くなり本から遠ざかっている者に大別されるという結果となっています。また、国の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画(第四次)」では、

都道府県の役割は、「高校生を対象とした取組については、高等学校を所管する立場から市町村と連携し施策を推進するように努める。」となっています。

このことから本市は、高校生に市立図書館の利用および読書活動を推進するために、市内の高等学校に市立図書館の団体貸出制度、電子図書館の利用サービスおよび図書館の各種事業などの市立図書館に関する情報を提供するとともに、県と連携した取組を検討していきます。

(4) 取組

取組の内容	実施主体
移動図書館および市立図書館の団体貸出制度を利用し、子どものそばに魅力ある本が並ぶ環境をつくれます。	児童館 児童センター 放課後児童クラブ 小学校、中学校
おはなしボランティアや市立図書館と連携・協力し、おはなし会や読書会などを開催します。	児童館 児童センター 放課後児童クラブ 子ども文庫 おはなしボランティア 市立図書館
校長のリーダーシップのもと、司書教諭と学校司書が教職員との連携を密にした校内体制をつくれます。	小学校、中学校
司書教諭と学校司書が中心となって、授業で活用する資料及び教材に関連した図書を教職員が効果的に使える取組を、学校図書館支援センターと連携・協力し進めていきます。	小学校、中学校 市立図書館
児童一人ひとりが必ず図書1冊ブックバッグに入れ、いつでも本を読める環境づくりを継続して行います。	小学校
教職員および児童生徒による読み聞かせやブックトークなどを行い、読書に親しむ機会を増やします。	小学校、中学校
ビブリオバトルや朝の読書活動など読書への関心を高め自主的な読書活動を推進するための取組を継続して行います。	小学校、中学校
学校図書館だよりを通じ、児童生徒に学校図書館の活用状況などの情報を発信するとともに保護者にも読書活動の大切さの理解を促し、家庭での読書活動の推進に努めます。	小学校、中学校
児童生徒が読書の習慣を身に付け、主体的な読書活動ができるように、読書時間の確保と授業での学校図書館の活用を推進します。	小学校、中学校
特別な支援を要する児童生徒については、施設面のバリアフリー化や教職員による読み聞かせなどにより読書活動を推進します。	小学校、中学校

学校図書館の運営、授業での図書館の活用、読書の意義および図書とICTの有効活用を図るため、司書教諭を中心に教職員やICTサポーター等との協力体制をつくります。	小学校、中学校
少年期において、切れ目なく読書に対する関心を維持していくために、小学校、中学校及び高等学校の学校司書が連携し、情報交換や課題の協議ができる場を検討していきます。	小学校、中学校 高等学校 市立図書館



中学生による
ビブリオバトル



移動図書館
「のびのび号」

3 計画の対象年齢期における子ども読書活動の推進

(1) 市立図書館における読書活動

①市立図書館の役割

市立図書館は、子どもたちが多くの本の中から読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができることや保護者が子どもに読ませたい本などについて司書に相談できる施設です。

また、市立図書館では、「講座・教室」および「企画展示」等の開催や子ども読書活動を推進する団体やおはなしボランティアによる「おはなし会」など、地域における子どもたちの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。

このように、地域の子どもたちへの読書活動の推進を行う拠点として、子ども読書活動に関わるおはなしボランティアや学校、保育所・幼稚園、児童館、児童センターなどと連携しながら、子どもたちが本に興味を持ち、本に親しみ、自主的に読書ができるような環境づくりを社会全体で進めていくことが必要になります。

また、障害のある子どもたちが読書を楽しめるような環境づくりを進めていくうえで、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供が大切になります。

②市立図書館での読書活動

松任、美川、鶴来、白山ろくの4地域にある4館1分館の市立図書館のほかに、市内全域を巡回する移動図書館で、市内全域の子どもたちへ情報を提供していきます。

子どもたちに読書を習慣化してもらうためには、子どもの発達に応じた事業が大切となります。このことから、本に興味を持ってもらうきっかけとなる乳幼児への「ブックスタート」、乳幼児・小学生への「おはなし会」の開催、夏休み期間中の児童生徒などを対象とした本の楽しさを伝える「各種講座教室」など、市立図書館を訪れるきっかけとなる各種事業を開催していきます。

4月23日の「子ども読書の日」に合わせた「子ども読書の日フェスタ」では、クイズラリーや映画会など子どもたちが市立図書館で楽しんで参加する各種イベントを市立図書館全館で開催していきます。

市内全域の中学生を対象に開催している「ビブリオバトル中学生大会」は、読書への関心を高める有効な事業であり、引き続き開催していきます。

また、これまで全国コンクールで優秀な賞を受賞するなど、本市の重要な事業となっている「白山市図書館を使った調べ学習コンクール」は、引き続き学校図書館と連携・協力し開催していきます。

市立図書館と学校図書館のネットワークの拠点となっている学校図書館支援センターでは、市立図書館と学校図書館の連携をさらに密にし、児童生徒の読書活動を促進していきます。

コロナ禍においての図書館の利用の減少や情報通信手段の普及・多様化等による子どもを取り巻く読書環境の変化などを踏まえ、新たな読書活動の推進として導入した「電子図書館」の利用を促進していきます。電子図書館の電子書籍には、音声読み上げが可能なものや文字の拡大および配色の変更が可能なものもあることから、障害があるなしにかかわらず全ての子どもたちが利用することができます。

③取組

取組の内容
赤ちゃんと保護者に対し絵本の読み聞かせや、赤ちゃんにおすすめの絵本リストを配布する「ブックスタート」は、引き続き開催していきます。
絵本に親しめる環境をつくるために、館内の絵本コーナーの充実を一層図ります。
保護者が児童書を選書する際の参考となるように、館内での声掛けや市立図書館発行のチラシなどで児童書の情報を提供します。
絵本や読み聞かせに関する研修会などに職員が参加し、職員の意識向上と読み聞かせの技術の向上に努めます。
発達段階に応じた各年齢向けの「おはなし会」や保育所（園）、幼稚園、児童館および小中学校などへ出向いての「おはなし会」をおはなしボランティアと連携して引き続き行います。
図書館に来て楽しんでもらう「子ども読書の日フェスタ」などの子どもたちの興味を引くようなイベントおよび展示の内容充実に努め引き続き開催します。
読書の関心を高める市内全域を対象とした「ビブリオバトル中学生大会」を引き続き開催します。
児童生徒の関心が高く年々応募数が増加している「白山市図書館を使った調べ学習コンクール」を、引き続き開催していきます。
学校図書館支援センターを拠点に市立図書館と学校図書館とのネットワークを活かした図書配送、合同事業、情報共有などの連携・協力により、児童生徒の読書活動を促進していきます。
小学生の「図書館見学」や中高生による「職場体験」および夏休み期間中の「図書館体験ボランティア」で、普段見ることができない図書館の業務を知ってもらうことで図書館への興味と利用を促進していきます。
児童館、放課後児童クラブおよび公民館などと連携した合同行事を開催し、幅広い層の方々に本の紹介や本の楽しさを幅広く伝えていきます。
障害のある子どもたちに適切に対応できるよう合理的配慮に努め、障害の特性に応じたサービスの提供を行います。
中学生や高校生向けのおすすめの本を紹介した企画展示や参加型イベントを開催していきます。
ボランティア養成講座などの開催により、ボランティアに参加する人を募る支援を行うとともに、ボランティアと連携して乳幼児や児童へのおはなし会などの読書活動を行っていきます。
子どもたちの読書活動に係る読書や調べものに関するレファレンスの相談内容が多様化していることを踏まえ、市立図書館全館の職員研修や情報共有に努めます。
タブレットやスマートフォンなど情報機器が日常生活に浸透していることから、24時間いつでも利用可能な「電子図書館」の利用を促進していきます。

(2) 関係機関・団体との協力

①目的

子ども読書活動の推進は、子どもの健やかな成長に資することを目的としています。
そのためには、社会全体で子ども読書活動の推進に取り組む必要があることから、関係機関・団体との協力体制をつくるものです。

②協力活動

子ども文庫、保育所等、小中学校、市健康福祉部および市立図書館など子ども読書活動に関連する関係機関・団体で組織する「白山市子ども読書活動推進協議会」で、子ども読書活動推進計画について、各関係機関・団体の取り組み実績の報告および課題を協議し、今後の子ども読書活動を検討していきます。

「おはなしボランティア連絡会」は、引き続きボランティア活動を行っていくために、ボランティアの活動状況、課題および活動の活性化などを話し合っていきます。

③取組

取組内容	実施主体
子ども読書活動推進計画に基づき子ども読書活動を推進するために、活動実績や課題などを協議する「白山市子ども読書活動推進協議会」を継続して開催していきます。	白山市子ども読書活動推進協議会
「ブックスタート」や「おはなし会」などのボランティアが引き続き活動していくために、ボランティア活動の実態や課題などを話し合う「おはなしボランティア連絡会」を開催していきます。	おはなしボランティア

(3) 子ども読書活動の普及・啓発

①目的

家庭、地域、学校、関係機関・団体など社会全体で子ども読書活動を推進していくためには、子どもや親子が集まるイベントや連携事業などの様々な場面や場所で普及・啓発を行い、多くの人に参加してもらい、知ってもらい、取り組んでいただけるよう、市全体で読書活動への機運を高める必要があります。

②普及・啓発活動

4月23日の「子ども読書の日」に合わせて市立図書館全館で開催している「子ども読書の日フェスタ」などの図書館で楽しんでもらうイベントなどを通して、子どもたちや保護者などへ子ども読書活動の普及・啓発に努めていきます。

また、子どもの読書活動に関する情報、各市立図書館におけるイベント情報、読書ボランティアに関する情報および学校との連携事業などについて、ホームページ、フェイスブック、広報誌、報道機関などあらゆる情報媒体を活用して、広く市民に紹介をするとともに、子どもの読書活動の推進についての先進事例などの情報を収集し、それらの情報を関係機関・団体などに提供していきます。

4 数値目標

成果目標		令和2年度 実績値	令和8年度 目標値	
保 育 所 (園)	家庭で読書をする日の推奨	2 4所(園)	4 2所(園)	
	おはなし会または読書会の開催	3 7所(園)	4 2所(園)	
	市立図書館の団体貸出制度の利用	1 0所(園)	4 2所(園)	
小 学 校	1人当りの年間貸出冊数	1 3 6． 5冊	1 5 0冊	
	図書館を使った調べ学習の応募数	8 4 2点	2， 1 0 0点	
中 学 校	1人当りの年間貸出冊数	4 1． 6冊	4 3冊	
	図書館を使った調べ学習の応募数	1 2 0点	5 5 0点	
市 立 図 書 館	児童図書の蔵書冊数		1 5 4， 3 6 6冊	1 6 0， 0 0 0冊
	1人当りの児童図書の年間貸出冊数		9． 9冊	1 5冊
	おはなし会の年間参加人数		6 2人	2， 1 0 0人
	学校図書館支援センターから学校図書館への年間貸出冊数		1 5， 4 9 1冊	1 6， 0 0 0冊
	電子図書館	18歳までの年間利用者数	－ 人	6 0 0人
		18歳までの年間貸出冊数	－ 冊	1， 8 0 0冊
	市内の高等学校への読書活動推進の啓発		－ 校	3校

資料編

1 用語解説

朝の読書活動	小中学校において、読書を習慣づける目的で始業時間前に読書の時間を設ける活動です。
移動図書館	自動車に図書を載せ図書館を利用しにくい地域に巡回するサービスです。本市は平成18年7月から運行を開始しました。
学校司書	学校図書館法第6条「学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員」の規定に基づき学校図書館で司書業務を行う職員です。
学校図書館支援センター	学校教育の読書及び調べ学習活動を高め、児童生徒の豊かな感性を育むために、地域内全小中学校の学校図書館を支援するセンターです。 本市は、平成14年10月に現在の松任図書館の移転に合わせ館内に「学校図書館支援室」を設置し、平成19年7月から「学校図書館支援センター」となりました。主な役割は、学校図書館と市立図書館とのネットワークを構築し、図書配送システムや情報の収集と発信また学校司書と連携し学校図書館の活性化を図ることです。主な業務は、市立図書館から学校図書館および学校図書館間の貸出(学習、児童生徒等)、学校図書館からのレファレンス対応、司書部会等を通した連携事業の実施および情報共有、学校図書館の各種データの集約などです。
G I G A スクールの構想	小中学生がパソコンやタブレットなどの機器によりICT（情報通信技術）を使いこなせるように教育環境を整えることを目的に、児童生徒1人に1台のタブレットなどを配備する計画です。G I G Aには「すべての子供が個々の適性にあわせて国際舞台と革新的創造の扉を開けられる環境を整える」との意味が込められています。
子ども文庫	個人やグループが自由に設置する文庫で、地域の子どもたちや大人に本の貸出、読み聞かせ、お話し会などを行うところです。
子ども読書の日	平成13年12月施行の子どもの読書活動の推進に関する法律第10条「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために4月23日を子ども読書の日とする。」に基づく日です。
司書教諭	学校図書館法第5条第1項「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。」に基づく教諭です。

児童センター	児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の1つで、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設です。
障害者差別解消法	全国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的に平成28年4月1日から施行した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。
団体貸出制度	子ども読書活動を行う子ども文庫、児童館、児童センターおよび小中学校などの団体に貸し出す制度です。
電子図書館	インターネットに接続したパソコン、スマートフォン、タブレット等で24時間どこにいても電子書籍を読むことができるサービスで、本市は令和3年10月1日から運用を開始しました。
図書委員	司書教諭などの指導を受け、全校児童生徒に学校図書館機能の理解を普及させ利用を促進させるための諸活動に参加する児童生徒です。
ビブリオバトル	5分間でお薦めの本の魅力を語り、「どの本が一番読みたいか」を投票し「チャンプ本」を決める書評合戦で、読書への関心を高め、情報整理力、思考力、表現力および言語能力が育成されるとされている取組です。
ブックスタート	赤ちゃんと保護者への絵本の読み聞かせや保護者に「赤ちゃんにおすすめの絵本リスト」を手渡し、絵本を介して赤ちゃんとの保護者が心のふれあうひとときをもつきっかけをつくる取組です。本市は、合併前から取り組み、赤ちゃんの対象月齢の統一は平成18年度からです。
ブックトーク	定められた時間内に、テーマに基づく何冊かの本を複数の聞き手に紹介する行為です。

2 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日法律第154号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

3 白山市子ども読書活動推進協議会会則

(名称)

第1条 この会の名称は「白山市子ども読書活動推進協議会」(以下「協議会」という。)とする。

(事務局)

第2条 協議会の事務局は、白山市立松任図書館(白山市古城町305番地)内に置くものとする。

(目的)

第3条 協議会は、「白山市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動に関連する市内の団体等の連携により、子どもたちの読書活動の推進や、子どもたちが進んで読書をする環境づくりを図ることを目的とする。

(委員)

第4条 協議会の委員は、子どもの読書活動に関連する市内の団体等から選出された者によって構成する。

(会長および役員)

第5条 協議会には会長を置き、会長は、協議会において互選する。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長は、協議会の会議の議長となる。

4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した会長代理がその職務を代行する。

5 会長および協議会を運営する役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が召集する。

2 会長は、会議の開催日時、場所及び会議に付議すべき事項をあらかじめ通知するものとする。

(その他)

第7条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、協議会に諮って決めるものとする。

附 則

この会則は、平成19年5月24日から施行する。

4 白山市子ども読書活動推進協議会委員名簿（令和３年度）

役職名	氏 名	役 職 ・ 勤 務 先 等
委 員	池 田 耕 藏	白山市立図書館協議会 会長
委 員	下 崎 睦 子	まっとうこぐま文庫 代表
委 員	森 山 真 代	図書館フレンズ鶴来 会員
委 員	北 村 直 子	白山市役所こども子育て課 担当課長
委 員	北 裕 子	白山市立湊保育園 所長
委 員	平 野 辰 子	白山市立松任幼稚園 園長
委 員	堀 口 佳 子	白山市役所障害福祉課 課参事
委 員	翫 美 保	白山市立松南小学校 校長
委 員	成 田 真 代	白山市立明光小学校 教諭
委 員	吉 田 晴 子	白山市立白峰小学校 学校司書
委 員	平 田 奈 美	白山市立北星中学校 学校司書
委 員	作 田 真樹子	白山市教育委員会学校指導課 指導主事
事務局	中 村 泰 広	白山市立松任図書館 館長
事務局	北 口 百合子	白山市立鶴来図書館 館長
事務局	笹 津 剛	白山市立かわち図書館 副館長
事務局	大小田 義 仁	白山市立松任図書館図書サービス課 課長
事務局	池 田 倫 郎	白山市立松任図書館図書サービス課 課長補佐
事務局	林 美 紀	白山市立松任図書館図書サービス課 主幹
事務局	大井川 肇 恵	白山市立美川図書館 専門員

5 第4次子ども読書活動推進計画に関する審議経過

令和3年

4月～5月	第3次計画の取組実績および課題の取りまとめ
7月 9日	第1回白山市図書館協議会（計画策定の報告）
8月 3日	第1回白山市子ども読書活動推進協議会（計画協議）
8月～9月	第4次計画の取組等の取りまとめ
10月27日	第2回白山市子ども読書活動推進協議会（計画協議）
11月12日	第3回白山市子ども読書活動推進協議会（計画協議）
11月18日	第2回白山市図書館協議会（計画協議）
12月24日	白山市教育委員会（計画の中間報告）

令和4年

3月14日	白山市議会文教福祉常任委員会（計画の中間報告）
3月22日	白山市議会全員協議会（計画の中間報告）
3月23日	パブリックコメント
～4月5日	
4月14日	白山市議会文教福祉常任委員会（計画の報告）
4月26日	白山市教育委員会（計画の報告）
4月28日	白山市議会全員協議会（計画の報告）
	第4次白山市子ども読書活動推進計画策定



第4次白山市子ども読書活動推進計画

令和4年

発 行 白山市・白山市教育委員会
問い合わせ先 白山市立松任図書館
〒924-0872 石川県白山市古城町 305 番地
TEL 076-274-9877 FAX 076-274-5401
<http://lib.city.hakusan.ishikawa.jp>

【表紙の写真】 ボランティアによる世界の絵本読み聞かせ

(④教育)

